

田沢湖・角館・西木

合併協議会だより

平成16年9月10日発行

Vol.11



第15回 田沢湖・角館・西木合併協議会

町名・字名の取扱いについては、9月の定例協議会までに各町村でさらに検討することとし、継続協議となりました。

第15回合併協議会が、8月23日（月）午後1時30分から、田沢湖町総合開発センターを会場に開催されました。

今回の協議会では、継続協議となっている「町名・字名の取扱いについて」、「保育事業の取扱いについて」と第14回協議会で提案された協議案5件についての協議が行われました。

町名・字名の取扱い、保育事業の取扱いについては、さらなる検討が必要なため、再度継続協議となりました。

保育事業の取扱いについては、9月13日の第6回臨時合併協議会で、また町名・字名の取扱いについては、9月24日の第16回合併協議会で確認される予定です。

第15回 合併協議会の報告・協議
・提案事項について

協議の結果は、次のとおりです。

【協議事項】

協議案第四十九号（継続協議）……

「町名・字名の取扱いについて」

（協議結果）

始めに、第十四回協議会後の各町村の協議等の結果について、田沢湖町からは、「仙北市の下に田沢湖を付けることで合意しているが字名については今後検討していきたい。」、角館町からは、「前回報告と変わったところはない。」、西木村からは、「仙北市のあとに西木町を入れたい。また、上松木内、下松木内を、松木内に統一したい。」との報告がされた。



ました。

この案件については、事務局より電算システム等への入力作業などがあり、できるだけ早く確定していただきたいとの説明があり、協議の結果、九月二十四日の第十六回合併協議会で決定することで確認され、継続協議となりました。

協議案第五十号（継続協議）……

「保育事業の取扱いについて」

（協議結果）

前回、合併後の保育所運営方針について、再度専門部会等で検討して欲しいとの要望が出された件についての結果が報告され、それを受け協議が行われましたが、田沢湖町議会選出委員から、もう一度検討する時

間を貰えないかとの発言があり、この案件については、九月十三日の第六回臨時合併協議会で、決定することで確認され、継続協議となりました。

協議案第五十一号……

「国民健康保険事業の取扱いについて」

調整案のとおりとすること、確認しました。

協議案第五十二号……

「保健衛生事業の取扱いについて」調整案のとおりとすること、確認しました。

協議案第五十三号……

「その他の福祉事業の取扱いについて」



調整案のとおりとすること、確認しました。

協議案第五十四号……

「環境衛生事業の取扱いについて」調整案のとおりとすること、確認しました。

協議案第五十五号……

「その他の事業の取扱いについて」調整案のとおりとすること、確認しました。

提案事項（次回協議事項）

協議案第五十六号……

「一部事務組合等の取扱いについて（その二）」

角館町外三か町村公衆衛生施設組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日に至るすべての事務及び財産、債務並びに一般職の職員は、新市に引き継ぐものとします。なお、中仙町については、大仙市の合併の前日（平成十七年三月二十一日）をもって脱退します。

また、中仙町分に係る財産、債務の取扱いについては、合併前に協議の上、調整されます。

【角館町外三か町村公衆衛生施設組合】

田沢湖町、角館町、西木村、中仙町の四か町村で、ごみ、し尿の共同処理を行うために、設置されました。

合併後は、ごみ、し尿の処理も市の業務として、引き続き行われます。

秋田県町村土地開発公社については、合併の日の前日をもって、脱退します。債務残については、償還表に基づいて定時償還を行います。

【秋田県町村土地開発公社】

県内六十町村で構成され、公共、公用施設等に供する土地の取得、管理、処分を主たる業務としています。各町村の第三セクター等については、出資金は新市に引き継ぎ、管理・運営は現行のとおりとします。

【主な第三セクター等】

(田沢湖町)

・株式会社アロマ田沢湖

・玉川ダム湖総合開発株式会社

・田沢湖高原リゾート株式会社

(角館町)

・株式会社花葉館

・株式会社西宮家

(西木村)

・株式会社西木村総合公社

第三セクターとは

国や地方公共団体と民間の共同出資による事業体です。

地域開発・交通その他の分野で設立され、国や地方公共団体が民間の資金と能力を導入して共同で事業を行おうとするものです。

協議案第五十七号

「農林水産関係事業の取扱いについて」

農林業の振興に関する計画は、新市において策定するものとし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用します。

ただし、地域指定に係る計画は、現行のとおり新市に引き継がれます。

(農業振興地域整備計画、農業農村整備事業管理計画等)

農業生産支援制度は、現行のとおり新市に引き継がれます。

(農業経営基盤強化資金利子補給事業等)

新たな米政策に関連する事業は、合併時に調整されます。

畜産関係事業は、合併時に調整されます。

(畜産共進会等)

土地改良関係事業は、田沢湖町の例を基本に調整されます。

ただし、採択済み事業は現行のとおり新市に引き継がれます。

林業関係事業は、合併時に調整されます。

(緑化推進事業、林道開設(管理)事業等)

合併協定項目(その四)

前回に引き続き、これまでに確認された協定項目の詳細について、皆さんにお知らせしていきたいと思えます。

【基本的項目(その二)】

一般職の職員の身分の取扱い(平成十五年五月二十三日第二回確認)

三町村の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継がれます。

職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとします。

職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図ります。

給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図ります。なお、合併後、速やかに給料の格差是正を行います。

特別職の職員の身分の取扱い(平成十五年七月二十五日第四回確認)

特別職の職員の配置・人数・任用については、法令等の定めるところに従い調整されます。法令等の定めがない場合は、新市において新たに設置されます。

特別職の職員の報酬については、現行報酬額及び類似団体の特別職の報酬額を参考に調整されます。

首長のほか、常勤の特別職として、助役、収入役、教育長が置かれます。任期は、各法令の定めるところによります。報酬は、現行報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整されます。

【常勤の特別職】

【議会議員】

報酬は、現行報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整されます。定数及び任期の取扱いは、別に協議され決定しています。(協議会だより第十号四頁をご覧ください。)

特別職の職員の報酬については、現行報酬額及び類似団体の特別職の職員の報酬額を参考に調整されます。

【常勤の特別職】

首長のほか、常勤の特別職として、助役、収入役、教育長が置かれます。任期は、各法令の定めるところによります。報酬は、現行報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整されます。

【議会議員】

報酬は、現行報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整されます。定数及び任期の取扱いは、別に協議され決定しています。(協議会だより第十号四頁をご覧ください。)

【行政委員会】

(教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会等)

報酬は、現行報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整されます。委員の数及び任期は、各法令の定めるところによります。

なお、農業委員会委員については、別に協議され決定しています。(協議会だより第十号四頁をご覧ください。)

【審議会・委員会等】

(特別職報酬等審議会、民生委員推

進会等)

薦会等)

現に三町村で設置されていて、新市において引き続き設置する必要が
あるものは、原則として統合されま
す。

各町村独自に設置されているもの
は、新市において速やかに調整され
ます。

人数、任期は、現行の制度のもと
に調整されます。

報酬は、現行報酬額及び類似団体
の報酬額を参考に調整されます。

【その他の特別職】

その他の特別職は、新市において
引き続き設置する必要のあるもの
は、現行の任期をもとに調整し、新
市において新たに設置されます。

報酬は、現行報酬額及び類似団体
の報酬額を参考に調整されます。

条例・規則等の取扱い

(平成十五年十月二十四日第七回確
認)

条例・規則等の制定に当たって
は、合併協議会で協議・確認された
各種事務事業等の調整内容に基づ
き、次の区分により整備されます。

合併と同時に市長職務執行者の専
決処分又は職権により、即時制定
し、施行させる必要のあるもの。
合併後、一定の地域に暫定的に施

行させる必要があるもの。

合併後、逐次制定し、施行させる
こととするもの。

【各種事務事業の取扱い(No.11)】

交通安全関係事業

(平成十五年九月二十六日第六回確
認)

交通安全計画については、新市に
おいて新計画が策定されます。

なお、新計画が策定されるまでの
間は、現計画を新市に引き継ぎ運
用されます。

その他の交通安全関係事業については、
新市において調整されます。

【交通安全計画】

仙北市交通安全計画

【交通安全対策】

交通安全対策会議

交通安全対策協議会

交通安全大会

交通(安全)指導員

交通安全母の会

交通安全施設等整備

道路反射鏡の等の設置

交通安全用具の支給

チャイルドシート購入費補助金

地域交通対策関係事業

(平成十六年四月十三日第三回臨時
確認)

生活バス路線維持、町営バス等の

公共交通機関の確保・充実に関する
事業については、現行のとおり新市
に引き継がれます。

【生活バス路線維持】

(田沢湖町) 岡崎院内線他八系統

(角館町) 白岩線他八系統

(西木村) 松木内線他三系統

【町営バス運行】

(田沢湖町) 向生保内線

(角館町) 中川線他二系統

【秋田内陸縦貫鉄道運営】

消防防災関係事業

(平成十六年一月二十三日第九回確
認)

消防団については、各町村の分団
等の組織は現行のとおりとします
が、全体の組織編成等については、
合併時までに検討されます。

防災関係事業については、新市に
おいて調整されます。(災害対策

本部の設置、遭難対策委員会等)

地域防災計画及び消防計画は、新
市において新計画が策定されます。

なお、新計画が策定されるまでの
間は、現計画を新市に引き継ぎ運
用されます。

その他の消防防災関係事務及び事
業については、合併時までに再編
されます。

第6回 臨時合併協議会

9月13日(月)
午後1時30分から
西木村 総合開発センター

第16回 合併協議会

9月24日(金)
午後1時30分から
角館町 広域交流センター

合併協議会は、どなたでも傍聴できます。
皆さんの傍聴をお待ちしています。

事務局より

協議会日より第十
一号を発行しました。
九月は協議会が二
回開催されます。
新市建設計画(素
案)についての協議
や町名・字名などの
協定項目について、
確認が行われる予定
です。
合併協議会では、
皆様からの、ご意見
等も、お待ちしております。
ります。 どんどん
お寄せください。

編集・発行／田沢湖・角館・西木合併協議会
〒014-0592 秋田県仙北郡西木村上荒井字古堀田47
TEL 0187-52-5930 FAX 0187-52-5934
HP <http://www.hana.or.jp/~gappei/>
e-mail gappei@hana.or.jp